

# 鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市老人クラブ活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対し補助することにより、高齢者の生きがいを高めるとともに健康づくりを促進し、もって明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的として交付する。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老人クラブ 市内同一の小地域に居住する概ね60歳以上の者が30人以上（特別な事情があると認められる場合は、10人以上）で組織される団体をいう。
- (2) 老人クラブ連合会 市内の老人クラブにより組織される連合会をいう。

## (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市老人クラブ連合会とする。

## (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるための事業
- (2) ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにするための事業
- (3) 高齢者の社会参加を進めるための事業
- (4) 老人クラブに対する活動助成事業
- (5) その他市長が適当と認めた事業

## (補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、補助金その他市長が必要と認める経費とする。

## (補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、第5条第4号に掲げる事業は、各老人クラブの会員数に応じ、別表に掲げる額を限度額とする。

## (承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から30日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の鳥取市老人クラブ活動補助金交付要綱第11条の規定は、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第7条関係）

区分		会員数	補助金限度額
老人クラブ	老人クラブ連合会 加入クラブ	10人以上19人以下	20,000円
		20人以上29人以下	39,000円
		30人以上39人以下	48,700円
		40人以上49人以下	58,500円
		50人以上74人以下	65,000円
		75人以上	74,700円
	老人クラブ連合会 未加入クラブ	10人以上19人以下	10,000円
		20人以上29人以下	19,500円
		30人以上39人以下	24,300円
		40人以上49人以下	29,200円
		50人以上74人以下	32,500円
		75人以上	37,300円
備考 本補助金の交付に係る活動の期間が1年に満たない老人クラブの補助金限度額は、この表の補助金限度額の欄に掲げる額を12で除した額に活動月数（1月末満は、1月とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）により算定する。			